

京都市訓令甲第 4 号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和8年9月30日

京都市長 松 井 孝 治

別表障害保健福祉課長の項第3号ただし書及び第5号ただし書を削り、同項第8号中「(児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に関するものを除く。)」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)